



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
8 月 24 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 公 告

平成30年度滋賀県職員（児童福祉司）採用選考第1次考査実施公告（人事課） 1

公 告

平成30年度滋賀県職員（児童福祉司）採用選考第1次考査実施公告

平成30年度滋賀県職員（児童福祉司）採用選考第1次考査を次のとおり行います。

平成30年8月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 選考区分 児童福祉司
- 2 採用予定人員および受験資格 採用予定人員および受験資格は、次の表のとおりとします。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - (1) 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

| 選考区分 | 採用予定人員 | 受 験 資 格 |
|-------|--------|--|
| 児童福祉司 | 1 人程度 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者で、昭和53年4月2日以降に生まれたもの |

3 勤務の条件

| 選考区分 | 採用の時期 | 勤 務 先 | 給 料 |
|-------|------------|---------------|--|
| 児童福祉司 | 平成30年11月1日 | 各子ども家庭相談センター等 | 社会福祉主事たる資格を得た後3年間児童福祉事業に従事した者で月額214,785円（地域手当を含む。） |

注1 給料の他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の欄に掲げる額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成30年4月1日現在のものです。

- 2 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験

日時 平成30年9月16日(日)9時30分（集合時間9時15分）から正午頃まで

場所 滋賀県庁東館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

イ 第2日 論文試験、面接試験および適性検査

日時 平成30年9月23日(日)9時から17時頃まで

場所 大津市内

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日に実施する論文試験、面接試験および適性検査は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

- (2) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。

イ 論文試験 識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

ウ 面接試験 児童福祉司としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

エ 適性検査 公務員として必要な適性について検査を行います(検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具(HBの鉛筆等と消しゴム)を持参してください。

(3) 結果発表 平成30年9月下旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続 イ(7)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ(1)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

(7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所

| 選考区分 | 交 付 場 所 |
|-------|--|
| 児童福祉司 | 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局および健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 077-528-3550 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 077-528-3511 |

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「平成30年度滋賀県職員(児童福祉司)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(1) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。平成30年9月14日(金)までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 077-528-3153

ウ 提出先

| 選考区分 | 提 出 先 |
|-------|--|
| 児童福祉司 | 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局または健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 |

エ 受付期間 出願票は、平成30年8月24日(金)から平成30年9月10日(月)までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、平成30年9月7日(金)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 平成30年8月24日(金)正午から平成30年9月10日(月)17時まで(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、平成30年9月11日(火)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 平成30年9月14日(金)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 077-528-3153

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

| 選考区分 | 職務の例 |
|-------|----------------|
| 児童福祉司 | 児童福祉法に基づく立入調査等 |

イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職 部長級、次長級、課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

(1) 第1次考査合格者については、平成30年10月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、平成30年10月中旬に採用の通知をします。

